

## 環境教育・環境学習推進懇話会傍聴実施要領（改定案）

- 1 この要領は、環境教育・環境学習推進懇話会（以下「懇話会」という。）の傍聴の実施について、必要な事項を定める。
- 2 懇話会は原則として公開とする。ただし、懇話会の議題等の都合により、懇話会構成員の総意によりこれを非公開とすることができる。
- 3 懇話会の傍聴者の定員は原則として 10 人以内とする。  
 なお、開会時刻 10 分前の時点で定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定し、また、定員に達しない場合は、懇話会閉会時まで先着順に受け付ける。
- 4 傍聴希望者は、事務局から傍聴章の交付を受け、これを常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には事務局に返還する。
- 5 傍聴者による写真、ビデオ等の撮影、録音はできない。
- 6 傍聴者が次の事項を遵守せず、かつ、会長の指示に従わない場合には、傍聴の許可を取り消すことができる。
  - (1) 懇話会構成員の発言に対し、拍手やその他の方法で賛否を表明しないこと。
  - (2) 話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
  - (3) はちまき、腕章などをして示威的行為をしないこと。
  - (4) 病気その他の理由により座長の許可を得たとき以外は、コート、マフラーなどを着用しないこと。
  - (5) 飲食、喫煙をしないこと。
  - (6) ~~コンピュータ、携帯電話及びスマートフォン等は使用しないこと。座長の許可を得たとき以外は、メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。~~
  - (7) むやみに席を離れないこと。
  - (8) その他、懇話会の秩序を乱すことや、懇話会の妨げになるような行為をしないこと。
- 7 懇話会の傍聴の実施に関する事務は、環境部~~ゼロカーボン推進環境政策課~~が行う。

傍聴章

No.	環境教育・環境学習 推進懇話会
傍 聴 章	